

# TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN

トラフィック イーストアジア ジャパン  
〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル 6 階  
TEL: 03-3769-1716 FAX: 03-3769-1304  
e-mail: trafficj@twics.com  
URL: <http://www.twics.com/~traffic/> または <http://www.traffic.org/>



IUCN  
The World Conservation Union

2002 年 7 月 25 日

## 外国産カブトムシ・クワガタムシの市場調査

かつてカブトムシ・クワガタムシの飼育は、国内に生息する採集個体の飼育が主流であった。外国産のカブトムシ・クワガタムシは標本を目にするにすぎなかった。ところが、近年さかんになったカブトムシ・クワガタムシの飼育は、外国産の場合が多い。そして、国内でこれら外国産カブトムシ・クワガタムシの市場が急激に成長している。その背景には、飼育技術の確立と普及によって飼育が比較的容易になったことが大きく寄与している。

日本が海外からカブトムシ・クワガタムシを大量輸入することによって、原産国で生態学的問題が生じることが懸念される。

一方、人間が意図的に導入した動植物が国内で外来種として定着し、在来種や国内の生態系に及ぼす影響が深刻になっている。外国産のカブトムシ・クワガタムシが大量に国内に持ち込まれることによって、国内の生態系に影響を及ぼすことは想像に難くない。

トラフィックイーストアジアジャパンは、国内のカブトムシ・クワガタムシ市場の現状を把握するため、関東・関西の計 40 店を訪問し、販売されている種と原産国を調べた。さらに、国内外の保護規制をまとめて問題点を明らかにした。これらの調査結果に基づいて、改善策を提案する。

### 輸入

植物防疫所によると、カブトムシ・クワガタムシ計 682,927 個体が 2001 年に日本に輸入された。内訳は、カブトムシ 318,798 個体、クワガタムシ 364,129 個体であった（表 1 参照）。特に、アトラスオオカブトムシ *Chalcosoma atlas*、コーカサスオオカブトムシ *Chalcosoma caucasus*、アルキデスヒラタクワガタ *Dorcus alcides*、オオヒラタクワガタ *D. titanus* が多く輸入された。主な輸出国はインドネシア、フィリピン、タイであった。外国産のカブトムシ・クワガタムシを輸入しようとする者は、申請書の提出を求められる。しかし、これは義務ではないため、植物防疫所で把握されないまま輸入される場合もある。このため、現在は正確な輸入数量データは存在しない。また、分類上の問題から学名の混乱が生じている。

表 1 カブトムシ・クワガタムシの輸入数量（個体）

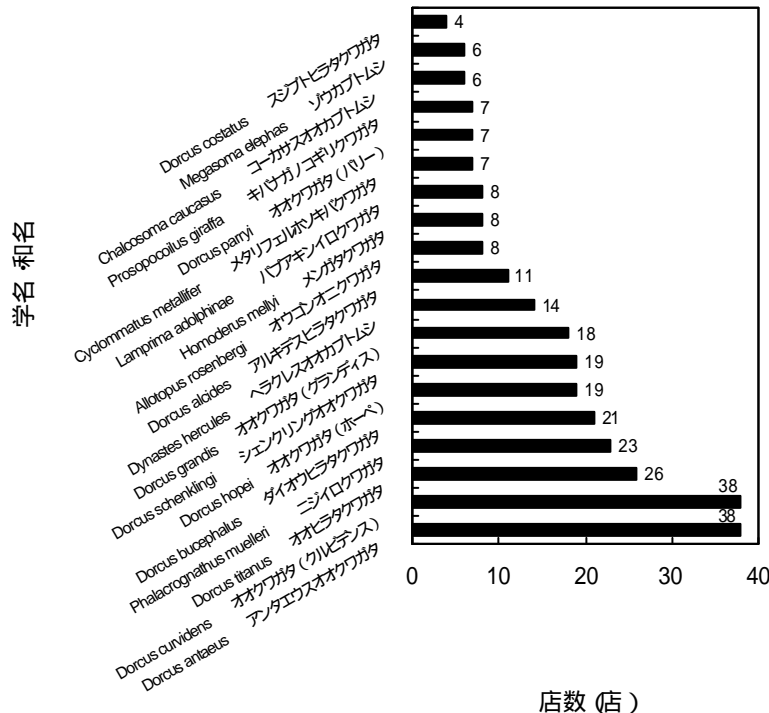
種類	植物防疫所	年		合計
		2000	2001	
カブトムシ	横浜	集計中	39,878	39,878
	神戸	集計中	190,334	190,334
	名古屋	4,828	24,072	28,900
	門司	34,612	64,514	99,126
	那覇	44	0	44
	合計	39,484	318,798	358,282
クワガタムシ	横浜	集計中	65,615	65,615
	神戸	集計中	258,349	258,349
	名古屋	13,062	26,966	40,028
	門司	17,459	13,199	30,658
	那覇	0	0	0
	合計	30,521	364,129	394,650
カブトムシ・クワガタムシ	総計	70,005	682,927	752,932

（出典：植物防疫所輸入実績）

市場調査の結果

トラフィックが実施した国内の市場調査結果によると、訪問調査を実施した 40 店に少なくとも 62 種のカブトムシ・クワガタムシが販売されていた。それらは、計 25 カ国（地域を含む）から輸入されたものである。最も多くの店で販売されていた種は、アンタエウスオオクワガタ *Dorcus antaeus*、オオクワガタ *D. curvidens* などクワガタ属 *Dorcus* spp.が中心であった（図 1）。アンタエウスオオクワガタの原産国は、インド、ネパール、ベトナム、マレーシアなどであった。アンタエウスオオクワガタのオス 1 個体の値段は、4,500 円から最高 40 万円であった。同時に、日本産クワガタムシについて、8 種または亜種の販売を確認した。

図 1 販売されていた店舗数の多かったカブトムシ・クワガタムシ



今回の調査では、植物防疫法で輸入が認められていなかったカブトムシ・クワガタムシ（表2）やコガネムシ・ハナムグリなどが販売されている事実を確認した。これらは植物防疫法に違反する可能性が高い。特にヒメカブトムシは植物防疫法で明らかに有害動物とみなされており、輸入が禁止されている種である。

表2 植物防疫法で輸入が認められていないが、市場で販売されていた種（2002年6月20日現在）

和名	学名	販売店数(店)
ズベールホソアカクワガタ	<i>Cyclommatus zuberi</i>	1
ビルマゴホンソノカブトムシ	<i>Eupatrorus birmanicus</i>	1
ボウリングフタマタクワガタ	<i>Hexarthrius bowringi</i>	1
ホウデンフタマタクワガタ	<i>Hexarthrius howdeni</i>	1
ラトレイユキンイロクワガタ	<i>Lamprima letreillei</i>	1
ドエスブルグノコギリクワガタ	<i>Prosopocoilus doesburgi</i>	1
カネギエテルノコギリクワガタ	<i>Prosopocoilus kannegieteri</i>	1
ナタールノコギリクワガタ	<i>Prosopocoilus natalensis</i>	1
ヒメカブトムシ	<i>Xylotrupes Gideon</i>	1
ケブカヒメカブト	<i>Xylotrupes gideon pubescens</i>	2

さらに、東南アジアでは、各国の法律で保護対象とし輸出を認めていない種がある。特にインド、ブータン、ネパールおよびフィリピンはすべてのカブトムシ・クワガタムシの野生個体、台湾は一部の種の輸出を禁止している。しかし、本調査では、これらの国を原産とする野生のカブトムシ・クワガタムシが少なくとも23個体販売されていたのを確認した（表3）。これらは、原産国で不正に輸出されたカブトムシ・クワガタムシの可能性がある。

表3 原産国で輸出が禁止されているカブトムシ・クワガタムシ

和名	学名	表示されていた原産国	販売店数(店) [野生個体販売店数]
アトラスオオカブトムシ	<i>Chalcosoma atlas</i>	フィリピン	2[1]
メタリファルホソキバクワガタ	<i>Cyclommatus metallifer</i>	ネパール	1[不明]
ズベールホソアカクワガタ	<i>Cyclommatus zuberi</i>	フィリピン	1[不明]
アルキデスヒラタクワガタ	<i>Dorcus alcides</i>	フィリピン	1[不明]
アンタエウスオオクワガタ	<i>Dorcus antaeus</i>	インド	27 [1]
		ネパール	24 [3]
		ブータン	4 [0]
		フィリピン	1 [1]
オオクワガタ(クルビデンス)	<i>Dorcus curvidens</i>	インド	11 [3]
		ネパール	6 [1]
		ブータン	6 [1]
		台湾	19 [1]
オオクワガタ(グランディス)	<i>Dorcus grandis</i>	台湾	2 [1]
シュンクリングオオクワガタ	<i>Dorcus schenklingi</i>	台湾	14 [1]
オオクワガタ(パリー)	<i>Dorcus parryi</i>	フィリピン	1 [1]
オオヒラタクワガタ	<i>Dorcus titanus</i>	フィリピン	7 [3]
オオフタマタクワガタ	<i>Hexarthrius mandibularis</i>	フィリピン*	2 [2]
アルケスツヤクワガタ	<i>Odontolabis alces</i>	フィリピン	1 [不明]
キバナガノコギリクワガタ	<i>Prosopocoilus giraffa</i>	フィリピン	1 [不明]
ルマウイギノコギリクワガタ	<i>Prosopocoilus lumawigi</i>	フィリピン	1 [1]
ケブカヒメカブト	<i>Xylotrupes gideon pubescens</i>	フィリピン	2 [2]

\*店頭ではフィリピン産の野生個体として販売されていたが、本来フィリピンには生息していない。

一方、生物学者は、クワガタムシの商品流通が国内のオオクワガタ・ヒラタクワガタなど、国内のクワガタムシの遺伝子組成を攪乱し、クワガタの地域固有性を崩壊させることで多様性がそなわれる可能性があることを指摘している（五箇、2002b）。1999年以降、日本の屋外で発見された外国産のカブトムシ・クワガタムシは合計で30個体である（トラフィック、2002；荒谷私信）。カブトムシ・クワガタムシは生態系において、朽ち木を破碎し、分解しやすくする

重要な役割を担っている。生物の多様性と生態系の保全とは、すべての動植物が存続しうる環境を維持することである。日本の国土の成り立ちまで遡る長い年月をかけて築かれた遺伝的固有性が、外国産クワガタムシの輸入によって失われることをトラフィックは危惧する。現行の植物防疫法は、有用な植物に害を与える動物の輸入を規制するものであり、日本の在来種や生態系に影響を及ぼす動物の輸入に関する国内法は整備されていない。

放虫された東南アジア産の大型のカブトムシ・クワガタムシなどが在来種と食べ物や生息域をめぐる競争し、在来種を駆逐する可能性は否定できない。飼育愛好家は、自分達が販売や飼育しているカブトムシ・クワガタムシが屋外に逃げたり、放したりした場合、在来種に影響を及ぼすおそれがあることを知らない可能性がある。

以上のことから、関係省並びに機関に対し、次の事項を求める。

**1. 輸入時の詳細データを掌握するシステムを構築し、属レベルで管理すること**

**2. 現行法の厳しい施行を実施すること**

植物防疫法で輸入が認められていない種の持ち込みについてより一層厳しい監視体制をとる必要がある。

**3. 輸入許可の専門家委員会を設置すること**

輸入を許可すべきかどうかは、植物に有害かどうかの判断に加え、生態系への影響を評価するために、有識者を含む専門家委員会によって審査されるべきである。

**4. 国内のオオクワガタやヒラタクワガタ、島嶼に固有のクワガタ各（亜）種を、種の保存法の国内希少種に指定するよう検討すること**

遺伝子の攪乱や個体数の減少が危惧されるため、国内での採取や販売を禁止する国内希少種に指定するよう検討すべきである。

**5. 原産国で不正に輸出された動植物を国内で取り締まる法律をつくること**

国際協力の観点からも、原産国が保護すべき種に指定し輸出を禁止しているものが日本に持ち込まれた場合は、国内でも取引や所持などを違法とするべきである。

**6. 生物の多様性を守るための法律をつくること**

国内の生物の多様性を維持するため、外来種対策法の制定、施行を早急に実施すべきである。外来種対策法は、輸入に関して厳しい制限を加え、輸入された種と在来種との交配や放虫を禁止することを含むべきである。

**7. 関係者への普及啓発を行うこと**

原産国の法律に違反して持ち込まれたものや、植物防疫法で輸入が認められていないものは、販売しない、購入・飼育しないなどの徹底した指導が欠かせない。取り扱い業者や飼育愛好家に対して、外国産のカブトムシ・クワガタムシによって国内の生態系が乱されるおそれのあることを伝え、原産国の異なるもの同士の交配や外国産個体の放虫を行わないなど、適切な管理を徹底させることが求められる。